

第四十回国会 参議院 商工委員会 會議録 第十二号

昭和三十七年三月十五日(木曜日)

午前十四時四十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 武藤 常介君
理事 赤間 文三君
中田 吉雄君
中田 寛君

委員

上原 正吉君
川上 為治君
岸田 幸雄君
吉武 恵市君
阿部 竹松君
近藤 信一君
吉田 法晴君

国務大臣

佐藤 榮作君

通商産業大臣

北海道開発
政務次官 田中 正巳君
北海道開発
総務監理官 木村 三男君
通商産業
政務次官 大川 光三君
通商産業
通商局長 今井 善衛君
通商産業
通商局長 佐橋 滋君
通商産業
通商局長 川田 千速君
通商産業
通商局長 大堀 弘君

事務局側

常任委員 小山橋貞壽君
会専門員

本日の会議に付した案件

○北海道地下資源開発株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○輸出保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○家庭用品品質表示法案(内閣提出)

○中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(武藤常介君) これより商工委員会を開会いたします。

本日は、北海道地下資源開発株式会社法の組織に関する法律の一部改正法案、両案の質疑及び輸出保険法の一部改正法案、家庭用品品質表示法案、両案の補足説明聴取を行ないます。

○委員長(武藤常介君) それでは、北海道地下資源開発株式会社法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○阿部竹松君 前回川島長官にいろいろと本法案の内容についてお尋ねしたわけですが、この法案が初めて国会で論議されて決定するとき、この種の法案というものの性質から見て、通産省が当然提案者となつてやるべきじゃないか、北海道開発庁長官は関係ないではないか、こういう質問をしましたところがいや、これは一切あげて北海道でやるのであるから、通産大臣あるいは総理大臣が主務大臣であるけれども、しかし北海道に限定しておるのであるから、開発庁長官が計画立案して国会で御決定を願うのだ、こういう

ことの論議がこの前の国会でなされたわけですが、今度は北海道のみでなく、本州もやるということになりますと、あげてこれは通産省の管轄ということになるのであらうと思ふのですが、通産大臣、いろいろ通産当局と相談して決定したやに御答弁承つておりましたので、その点はいかがでしょうか。

○国務大臣(佐藤榮作君) ただいま御指摘になりましたような経過をたどつております。しこうして、今回探鉱の範囲を本土にまで及ぼすようにいたしました。会社そのものの性格は従前とおりの性格で、内容的に事業を拡大したといふことでございまして、私、ただいまのお話は所管を変えろというお話であらうかと思ひますけれども、この点はやはり中心は北海道だ、かように御了承いただきたいと思ひます。

○阿部竹松君 実際問題として、いろいろお話を承つてみても、この種の会社の監督なり行政指導をするには、やはり通産当局にはそれぞれの専門家なりエキスパートなり、優秀な担当者がおるわけだ。北海道開発庁は、まあ端的に申し上げると、なかなか御承知おきのある方が少ないように見受けられるのです。ですから一億四千万円も赤字を出すという結果になって、仏作って魂入れずということになりはせぬかという懸念がある。そういう懸念について大臣は御心配ないわけですか。

○国務大臣(佐藤榮作君) この種の事業会社が採算性というか、採算がとれるかとならないか、これはなかなか困難な事柄でございませう。御承知のように、探鉱そのものになりますと、大きな石炭会社でやることだ、みずからの手でやる。あるいは中小企業の関係のもの、あるいは最近必要になります自由化に備へての金属探鉱、こういうような部門に探鉱の手を伸ばして参りますと、うまく当たるものと当たらないものがございませう。その当たらない場合は、やはりそれだけの金が損失になつて出ていくわけでありませうから、私はこういう会社ももちろん採算性がとれることが望ましいけれども、その事業の性質上やはり国自身が積極的にこの種の会社をして探鉱事業をやらしておきますのは、そういう意味においては、採算がとれないからけしからぬとは、一がいに言えないのではないかと、まあ適當な採算がとれることは望ましいことには違ひございせんけれども、何分にも地下のものでございませうから、当たるものもあるし、当たらないものもあるというのを私考えております。また中小の金属探鉱などは、そういう危険性の多分にある探鉱事業でありますだけに、おくれる、やれない、こういうことがあります。だから、この種の会社に探鉱事業をやらし、本来非常に貧しい国内資源の開発に寄与する、これが本来の建前でございます。そういう意味で、私は望ましい形ではございませうが、むしろ積極的な活動をするところが、現在の自由化に備へて、むしろ必要なことではないか、かように実は思つておる次第でございませう。

○阿部竹松君 ただいまの大臣の御答弁なすつた、赤字になることは望ましいことではないけれどもというところで、前提付で御答弁があつたわけですが、国策会社ですから、これは一昨日も申し上げましたが、言葉が悪いけれども、産業の開発に努力して、一億でも二億でも三億でも、その場において赤字になつたといふにしても、新しい鉱脈を発見するということになると、違つた部面で国に協力することになりますから、そういう点については理解ができるわけだ。ただ問題になるのは、しからば今後こういう方式で経営をやつていって、百パーセント成果を上げることができるとかどうかいふ心配があるわけだ。それから北海道開発株式会社で、北海道だけやるのだといふことで、資本金のふえるお話もございせんし、本州に手を伸ばすというお話は承つたけれども、ただ高邁なる理想とお話だけでは仕事ができないのであつて、そうしますと、本州方面は北海道より中小鉱山も大臣御承知のとおり多いわけですから、会社の規模の拡大とか、そういうことはお考えになつておらぬのですか。

○国務大臣(佐藤榮作君) これは必要があれば順次内容も充実して参ります。現在の段階では予算的には探鉱費をふやす、御承知のように、大体三倍ですが、金額としてはわずかであります。第一歩だと、かように御了承いただきたいと思ひます。

○阿部竹松君 大臣、その探鉱費ですが、一昨年は一億円で、今年は三億、なるほど大臣の御答弁にございますように三倍になった。しかし大臣、これは御承知のようにボーリング一本掘っても何千万円とかかるわけですから、二億の金は確かに膨大な金額であるけれども、ジェット機一機買つても六億円です。ジェット機の三分の一、ちょうどプロペラ分ぐらいですよ。その三億の金でどれだけのことができるかということは、これは大臣御承知でしょうから私から申し上げませんけれども、しかし北海道という限定されたワケ内からはみ出て、本州もやるとおっしゃるので、それから、もう少し力を入れていただくような方法はないのですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 御指摘のとおり、あまり自慢のできない金額でございます。ただ、私は阿部さんにも御理解をいただきたいのは、予算はなかなか兩期的に増強は困難でございます。この種のものとして、ものが小さいのだから三倍と言つてもわずかに三億じゃないか、こういうことでございしますが、まあ兩期的に方向を示したものだといふことはひとつ御了承いただきたい。このわずかな金額でございますから、おそろく鉱脈の探鉱にいたしましても、最初は書面等で十分審議を尽くして、しかる上に適當な地域、そこで探鉱を始めることになりましょう。そうすると、最初のうちは割にできがいいほうというか当たる率も大きいかと思ひますが、しかし今年はこの程度の手算であります、成績がよければさらにふやしていかねばならぬと思ひます、ことに私も意を用いたと思ひますのは、貿易の自由化に備えて一

番弱いと考えられる金属鉱山について、これはひとつ積極的に国が新しい鉱脈の発見に乗り出すべきじゃないか、こういう野心的な意図も実はあるわけでございます。そのためには、全然新しいものを作つたらどうか、こういう御意見もあつたのでありますが、もうすでに北海道のこの会社は、過去におきまして東北地方等では委託を受けて探鉱をやつたり、あるいは機械貸付等をやつたりしておりますので、そういう経験もありますから、これを拡大してみよう、新しいものを作つて、また資金的にもわずかなものからスタートするよりも、十分利用できるこの機關をしてやらせることが望ましいんじゃないか。その場合に、先ほど申すような金属鉱山、こういうところをひとつ中心にしてやってみよう、こういうことで通産省としては野心的なものでございます。この金額で十分だと申すわけではございません。ただ最初の一年としては、比較的によく金がふえたというふうな感じがしております。今後の成績によりましてさらに拡大していきたい、かように考えております。

○阿部竹松君 私は決して通産大臣のあげ足をとろうと思ひませんが、一昨年の当委員会での法案を審議したとき、川島長官がこうおっしゃつた。これは民間企業であればこういう会社はつぶれてしまふ。まあ國策会社ですから何とかやっているとあつて、主たる業務は北海道で行なつて、その赤字の埋め合わせに本州へ手を伸ばすのです。こういうお話で、今通産大臣のお話を承ると、貿易の自由化に備え、かつ野心的なものだといふ話

ですが、僕はどつちを信用したらいふんですか、どちらを……。

○國務大臣(佐藤榮作君) 私が申しますのは、この探鉱費についての三億というの予算、それがたいだい申し上げるような野心的なものだと思ひ、そうしてこの仕事をやらすことが、今まであります北海道という名前のついたこの探鉱会社自身をしてやらすことが、国家的には利用の意義があるものだと、かように思ひ、その二つの目的を達するのには差しつかえない、かように思ひ、このことを実は申しておるのであります。通産省から申せば、全然新しいものを作れという議論もあつたといふことを先ほど披露したわけでありましたが、しかし國家的な機關が一つあるのでございますから、これを十分拡大してやる、そうして本来この会社のできましたことが川島長官のお答えしておりましたように、名前の示すごとく北海道地域、これを主たるところに考えてきておる、これはもう間違ひのないところであります。したがうして、川島長官の説明と私の説明が、やや形の上で食い違つておるようでございますが、私はこの探鉱費三億をつけた、その事業について特に御披露しておるわけでありまして、また川島長官は、本来の会社の事業内容というものを主としてお考えになつておるようであります。で、これは過去の経験から申しまして、北海道が新炭田を開発する一番有望な地域でございます。石炭の關係から申しますならば、これは九万メートル前後のものはぜひともこの会社でやつていただかなければならぬだろうと思ひます。新たに今回はプラスして、本土等にお

ける金属山の探鉱にも一つ力をかけてもらう、こういうことを実は考えておるわけでありまして。

○阿部竹松君 形の上で違ふという川島さんの見解に対して、中身は同じだとおっしゃるのですが、通産大臣も川島さんも池田内閣の実力者ですから、てんでんばらばらのことをおっしゃつて、あなたのはいいかも知れませんが、われわれ法案を審議するほうですから、そうすると、池田さんでもおいで願つて統一見解を伺わなければ、賛成反対の意思表示をできぬというところになつてきわめて遺憾ですが、今貿易の自由化といふことでいろいろ問題になつておるわけですが、探鉱といふことについて、貿易の自由化でうちの山はつぶれるのじゃないかといふことで、金属鉱山の経営者はあまり探鉱をやりたいくない。自信と確信のある脈のみに對して探鉱をやるといふのが実態なんです。ところが大臣のお話をお伺いしていると、きわめて熱意をもつて御答弁されるが、予算の中身を見てみると、確かに三億にふえたけれども、三億は中小の分だけですよ。大手の分は全部大蔵省に切られまして、こういうのが私の仄聞した実態なんです。そうすると、中小は相當数あるわけですが、三億円で何がしか潤うでしょう。しかし大手の分は一つもないわけですから、大手は全部独立でやれる企業能力があるという御判断を立てておられるのですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいまの点が、在来の國の補助金を出します場合に、強く大蔵省の主張と私どもの主張とで対立する点でございます。一般的に申しまして、國民の税金の使

方でございますから、できるだけ事業者自身がそういう経費を負担することが望ましい、必要やむを得ないところが補助しよう、こういう基本的な考え方でございまして。その点から申せば、大きい山は相當の力があるじゃないか、だからみずから一つやつて下さい。ところで中小の方々はそれだけの資力、信用等も欠ける、技術的にも不十分だ、そういうものについて力をかしましたら、こういうことを実は申したわけでありまして。ただ國の資源開発という観点に立ち、この非鉄金属の脈開発といふことになれば、大きからうが小さからうが、そんなことの区別なしに國が出すべきがいい、それこそ國の資源開発なんだ、これが当初の通産省の主張でございましたけれども、予算の實際の編成にあたりましては、通産省の主張が通らず、大蔵省の在来の主張どおりになつたわけでありまして。で、通産省がそれに満足というわけではございませんけれども、一応了承いたしましたのは、新しい脈といふものは必ずしも大きい事業者ばかりが持つてゐるわけでもないだろう。むしろ地下の資源でありますだけに、最初は中小のものが持つておるとか、あるいはわきまにのほらないところになかなか有望な山があつたりするのであります。そういうものをやはり発見することも必要なことだ。だから今回の補助金は金額としてもわずかに、また補助金を支給する範圍も非常に制限されるけれども、少なくともこれが有効に働き得る余地があるように思ひ、その建前論は二の次にして、焦眉の急である脈床の方向へ一つ踏み出していこうといふので、一応了承して今

方でございますから、できるだけ事業者自身がそういう経費を負担することが望ましい、必要やむを得ないところが補助しよう、こういう基本的な考え方でございまして。その点から申せば、大きい山は相當の力があるじゃないか、だからみずから一つやつて下さい。ところで中小の方々はそれだけの資力、信用等も欠ける、技術的にも不十分だ、そういうものについて力をかしましたら、こういうことを実は申したわけでありまして。ただ國の資源開発という観点に立ち、この非鉄金属の脈開発といふことになれば、大きからうが小さからうが、そんなことの区別なしに國が出すべきがいい、それこそ國の資源開発なんだ、これが当初の通産省の主張でございましたけれども、予算の實際の編成にあたりましては、通産省の主張が通らず、大蔵省の在来の主張どおりになつたわけでありまして。で、通産省がそれに満足というわけではございませんけれども、一応了承いたしましたのは、新しい脈といふものは必ずしも大きい事業者ばかりが持つてゐるわけでもないだろう。むしろ地下の資源でありますだけに、最初は中小のものが持つておるとか、あるいはわきまにのほらないところになかなか有望な山があつたりするのであります。そういうものをやはり発見することも必要なことだ。だから今回の補助金は金額としてもわずかに、また補助金を支給する範圍も非常に制限されるけれども、少なくともこれが有効に働き得る余地があるように思ひ、その建前論は二の次にして、焦眉の急である脈床の方向へ一つ踏み出していこうといふので、一応了承して今

同のような予算をつけたわけでありま
す。で、ただいまの予算の使い方の問
題もありますし、また新しい機関を作
れという問題も冒頭に申しましたよう
に、もちろん議論としてりっぱなもの
があるわけでありすけれども、私は
国全体の建前等からみましても、現在
あるものうちで、やはり力をかけて
いただくということが望ましい、また
手つとり早い方法だと、かように考
えておるので、北海道開発会社をして本
土においても事業を行なわすというこ
とにいたしましたわけでございます。

○阿部竹松君　そこで大臣にお尋ねし
たいことは、貿易自由化によつてこの
種の品質、内容によつて違ふかもしれ
ませんけれども、大体昭和三十一年度
の下期から貿易の自由化をやるといふ
予定が半年繰り上げになつたというよ
うな新聞記事等も見られるわけであり
ます。いろいろ各種品目がございますか
ら、全部半期繰り上げするというよう
なことにはなつておらぬと思うわけだ
が、しかし現実の問題としてそういう
ことがまたに喧伝されておるわけだ
あります。したがって、そうしま
すと、私も調査能力がないんで正
確な数字はわかつておりませんけれ
ども、銅の価格にしても今二十八万円何
がし、アメリカから入つて参ります
と二十四万円で入つてくるという。し
たがいまして四万円の差があるから、
日本の銅山がつぶれようが、山がつぶ
れようが、安いものに飛びつくのが人
情であるし、経済の原則だと思ふ。こ
ういうような実態なものですから、地
方の自治体とか、あるいは労働組合と
か、金属鉱山の経営者はおそらく大臣
のところへ陳情、要請等におじやます

るでしょうが、実際いつやるか、はつ
きりお伺ひしたいのと、このまま保護
政策をとらないで、このままの姿で貿
易の自由化を行なつた場合には、日本
の金属鉱山が四〇％つぶれる、こうい
うことを言われておるんですが、それ
が單なるうわさのものか、實際問題と
して現実の姿が、四〇％が廃山といふ
姿で現れてくるか、その点を一つお
尋ねしたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君)　自由化計
画、これはもうすでに計画は示してご
ざいます。この十月ころまでに
九〇％の自由化をするというこ
となつております。この十月までには、
銅自身は一応入つていないと思ひます
が、まあその後においてできるだけ早
い機会に銅の自由化も踏み切る、こう
いうことでのいろいろ準備をしておるわ
けであります。ところでたゞいま御指
摘のとおり、最近銅の国際価格が非
常に安くなつておる。そういうことか
ら国内の産銅業者のほうでは非常な脅
威を感じておるというのが実情であり
ます。いわゆる自由化においてしばし
ばこういう点が指摘されるのでありま
すが、特に銅というもののについては、
自由化された後において、今のままで
やりますと、非常な影響があるだろう
というこは、これはもう予想がつく
わけでありす。ただ銅の場合には、御
承知のように銅鉱の山を掘る人と、ま
たこれを製錬する場所と、それからさ
らにその銅を素材に使つて電線その他
の製品を作る、この三者が比較的連
係が緊密であります。過去の発達、発
展の経過をたどりましても、三者が実
は一体だとも言えるのであります。こ
の点がいわゆる石炭の場合とはよほど

違つておる。中小の山にいたしまして
も、その山が製錬所を持つてくるとき
には、やはり製錬所にしほられるとい
いますか、そこをどうしても通らなけ
ればならないというやうなことで、比
較的その対策は三者が一体になるよう
に行政指導することも、これを根幹に
考へると対策は比較的容易でございま
す。国際価格の変動に対応するため
の、あるいは関税率を幾らにするかと
か、あるいは数量的に制限ができるか
どうか、そういうものを自由化の晩にお
いては工夫して、そうして国内産業に急
激な悪影響を及ぼさないやうに、こう
いうことを工夫するわけでありす。

ただ私は今言われます阿部さんの御心
配になる自由化、その結果直ちに非常
な支障を来たすとは思ひませんが、こ
の産銅業者というか、山を開発してお
られるほうの人から見ますと、国内資
源が非常に乏しいといふこと、これは
だれが見てもそのとおりであります。
だからこそ、今までの山でなしに、新
しいものはないだろうか、そういう意
味で鉱山の設定等があれば、やはり炭
鉱業としてその経済性を一つ検討して
みよう、こういうことで国内資源の開
発に積極的になり出したいと思ひます
が、なかなかこれもやってみなければ
わからぬことではございすが、地質
その他の形成上から見まして、国内に
豊富な非鉄鉱山脈があるとはなかなか
考えられない。そういうところから、
山を経営される方が海外に進出す
る、こういう問題が実はあるわけであ
ります。海外への進出、これを容易な
らしめることにより、そうして今の国
内事業そのものが育成できる、そうい

うやうな道があるんじゃないだろう
か、こういうことで指導をしておるわ
けでございまして、一面に国内におけ
る新たな産銅の発見に努力するこ
と、また海外への進出も一つ政府が指
導する、そういう場合にはできるだけ
個々の会社じゃなくて、共同で手がけ
るというやうなことで、無駄な競争を
排除していく、それからまた国内にお
いては、貧弱ではあるが、山と製錬所
と、それからその次の銅を素材にして
のいろいろの製品、この三者をできる
だけ協調さすやうな行政指導をする、
そういうことで弱い非鉄の鉱山を育成
強化するわけにいかぬか、そういうよ
うな基本的な実は考え方を持ってお
る次第でございす。

○阿部竹松君　ただいまの大臣のおつ
しゃつたやうに、石炭と違ふというこ
とはそのとおりでございまして、う
ただ三者一体となつておるという点に
ついて、私も承知してゐるの、
なかなか三者一体にならないといふこ
とは、三井金属鉱山のように、自分は
国内に採掘する現場がない、全部外国
の原鉱の買収か、国内の小山から原鉱
を購入するかして、製錬所しかない。
一方製錬所を持つておらぬ、鉱石を掘
るだけの山があるわけだ。あるいは
三井、住友、同和、日鉱のように製錬
所と山と三つを一緒にしておるところ
がある。この最後に申し上げた点のそ
れぞれの山は、大臣のおっしゃるとお
りになるかもしれません。しかし今
申し上げました、初めの製錬所しか
持つておらぬ山と、製錬所がなく採
掘だけやつておる山と、これはなか
な三者一体にならないわけだ。です
から、いろいろな、保護政策も各種多

様の政策面で打ち出す点があると思ひ
ますけれども、やはり貿易の自由化と
いうことが今一番焦眉の点なんで、一
昨日の委員会でも、大臣のほうの課長さ
んが参りまして、外国から入つてくる
この種のものに對しては関税をかけて
国内の価格とバランスをとるんだ、そ
うして保護政策を、それでもってバ
ランスをとつて、そうして国内が業界と
して安定するやうにやるといふ政策の
一端を披露なさつたわけですが、関税
をかけて価格のバランスをとつて、何
年になるかわかりませんが、そういう
ことは決定しておるわけですか。

○國務大臣(佐藤榮作君)　先ほど申し
ました私の答弁で、誤解があると困り
ますが、三者一体にしたいといふ実は
強い希望を持つておるというこでござ
いまして、これが需要者自身で簡單
にできておるのならあえてかやうなこ
とは申しません。なるほど発展の経過
から見れば、三者一体であるのが大部
分だと申しても支障ないと思ひますけ
れども、それでも今日はそれぞれの別
会社になつておると、それぞれの会社
の収益をあげたといふ立場に立ちま
すので、資本系統が同じだといふだけ
ではなかなか意見が一致するものでは
ないのであります。ただ行政の指導方
針としては、そういう方向で臨むとい
ふ、その私どもの基本的態度を申し上
げておるのでございまして、これが容
易に直ちに実現するとかいふものでは
実はないのでございす。

そこで、ただいま関税のお話が出ま
したが、関税の問題にいたしまして
も、同様なことが実は言えるのでござ
います。山から製錬所までやるほうか
ら申せば、それを粗銅と大体価格が

マツチするように関税を引き上げてくれという、それが山を保護するゆえんだ、こういう主張がされているわけでありましたが、しかし電線その他のメーカーさんのほうから申せば、安いものを高くしなくともいいじゃないか。だから安いものは安いもので使わしてくれば、総合的に使うことを自分たちで計画する。それならば関税を引き上げないほうがいいんだ、こういう議論も実は出てくるのであります。ここに関税政策のむすかしが実はあるわけでありまして。しかし私は今の大筋から申しますと、本来自由化で安くすることが望ましいとは申しませんが、その関税の作り方いかんは、必ず国内の山に影響するし、製鋼工場に影響する、これはいかなる事実だ、かように思いますので、その業者の間を調整して、適正な、適当な関税率をきめていくということをいたしたいと思っておるわけでありまして。先ほど申しましたように、自由化を進めていきます場合に、やはり国内産業の保護のためには関税というものが一つの武器であります。もちろんガットに入っておるわけでございますから、自由自在に関税が引き上げられるわけではございませうが、一応国内産業保護、その場合における関税というものがあられるわけでございます。その関税率をいかにするかというところが実はいつも問題だ。そうしてただいま指摘したように、同じ資本系統であっても、粗鋼を作るところでは、利害が衝突して、なかなかどこにきめるかということはずかしい問題だ、こういうことでございまして、しかしこの自由化に備えては当然

関税をいかにするか、それを検討すべき時期でございまして、十月以降においてこういう点を具体化して参りたい、かように考えておる次第でございまして。

○阿部竹松君 具体化するといつても、昨日あなたのはりの課長が来て、何年何カ月関税をかけてこうしますというのを言明して、それは速記録を見ればわかる。ですから大臣にお尋ねせんで大丈夫ですか、こういう話をしたが、自信と確信を持って言つたはずで、速記録に載つておるんですが、それを今大臣がおいでになつて、十月までより検討してみたいといふことでは、それはとても了解できません。これは私の聞き違いであれば私は訂正いたしますが、そのようにはつきり聞いておる。

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいまの点を局長からお答えさせます。

○政府委員(川出千速君) 鋼の関税につきましても、実は自由化に備えてどうするかということ、約二年にわたつて山側と需要業界と非常にもめて、政府はその間に立つて調整に非常な骨を折つたわけでありまして。そうして、結局結論をいたしまして、需要業界はヨーロッパのほうでは関税はゼロではないかといふようなことから議論としては、どうしても国内の資源を保護するために上げることはやむを得ない。現行の関税を暫定的に引き上げることはやむを得ないといふことで話がつきまして、鋼につきましても、今年の十月から来年の三月三十一日までの間に自由化をするといふことを前提として、二年半ト三万円、その後の二年は

ト二万七千円ということとで関税法を改正することにしております。ただいま国会に提案中と聞いております。

○委員長(武藤常吉君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(武藤常吉君) 速記を起こして。

○中田吉雄君 それでは先に阿部委員が質問された重要な点ですが、自由化に備えてのやはり国内地下資源をどうするかという根本の問題につながるもので、大臣がお歸りになつてからあとで質問したいと思つておりますが、この際に中小企業の探鉱には補助するが大きな企業の探鉱には助成をしない、こういう問題があつて、非常に御努力されてまあ三倍にふえたが、その額は必ずしも十分でないといふことであつたので、私は、実は国会の立法調査を通じて、相当大規模な探鉱をやればならぬ企業形態の収益、納税というふうなものを国会の立法調査を通じて調査してもらつたわけですか。ところが御案内のようにR・Pですか、プロダクションを分母とし、リゾーシスを分子とし、それが十以上になつて振り当てたものを食いつぶししない正常な形に企業形態を持つていくために、今の税法上、日本の国内地下資源の置かれた状況からしては、私の所有を中心とする今のような経営形態では中小探鉱だけでなしに、あるいは中小の地下資源を対象とする会社だけでなしに大きなものであります。やり得ないといふのです。これは立法調査を通じて調べていただいたんですが、たとえばAといふ会社は探鉱費を七億出してゐる。それに対して国税、地方税を通じて約六億ないし五億税金

を払つておるんです。探鉱助成金を幾らもらつておるか、千万円か二千万円です。そうして配当を二割二分やつてゐるのです。配当が一割二分あるから、もうこれはその補助対象にすべきでない。しかし政府が財政投融資のめんどろをみるわけにもいきません。そういうふうになりますと、五億ないし六億の税金を払い、探鉱費を会社で五億ないし六億ぶち込んで、たつた一割二分の二億あまりの配当をやらねば、これは株式の維持ができません。そういうことをみて、このP分のRという正常な形で、会社の資産内容を食いつぶししない、現在の資本主義の体制のもとではやはりこれはどうしても新しい角度から、税をもつと減税して特殊な産業形態に合うような制度にして改めるかしくはない、これは非鉄金属等におきましても、少なくとも三十四〇％は国内の資源を引き取つても、もう海外の地下資源開発株式会社が出て、そして国内の地下資源の開発をやらずにいくといふようなことになると思つております。私、国会の立法調査で調べてもらつたので十分であります。間に合いませんでしたか、とにかく探鉱費用を六億から七億ぶち込んでおる。そういう状況で、しかもこれがP分のRが一〇以上になるといふ正常な鉱山業としての、資産を食いつぶさないといふことは、もう維持できない。こういうことになつておるので、これは大蔵省に、その点はいふん通商産業省では折衝されたようですか。これは大蔵省に、阿部議員が言われたように、大きな炭鉱においても大きな地下資源を対

象にする会社でも、五億も七億も税金を払い、やつと一割程度の配当をしなう状況には、しかも十月からの自由化を控えては、もう計数的に、国会の立法調査を通じていただいた資料からして、とうてい不可能なんです。そういう点で私はもう当初予算で租税特別措置が千五百億もあり、自然増収を含めると大蔵省の推計では二千億もある。しかも国民経済白書では租税特別措置は当初作つたときの意義が薄れて、もう整理してもいいものがそのまま残つたりして、そういうものの整理をするようなこととかね合せて、私は通商産業省の予算がふえるのは、一つは租税特別措置といふものがあつて、なかなかその税法上のなんぞで、割合ふえるのだと思つたのですが、経済白書ですら、当初設けたときの意義が薄れたものとして整理してもいいといふようなものは、ほとんど整理して、これから自由化に備えて、どうしても国内資源といふものを開発せねばならぬといふようなことになりまして、やはりそういう角度から検討していただくことが必要じゃないか。中小炭鉱、中小企業に対して三億の助成措置をとつていただいたといふことは多おるんですが、必ずしも大蔵省が言つておるような、配当を若干やつてゐるからそういうものはもう放つておいても大丈夫だといふような、これは大蔵省に入つて六億ないし七億の税金の元本すらなくなつてしまつたといふことになるので、私は新しい角度からやはり考えていただくことが必要ではないか。この地下資源開発株式会社法の一部改正、北海道から出稼ぎをして内

地でやつとこさ何とか収支をつぐなわ
せようという政策では、米たるべき十
月からの、あるいは延びるでしよ
が、非鉄金属等は新しい事態に対応で
きぬじやないか、これは大蔵省に特に
申し上げたい点ですが、私は中小炭鉱
だけではなしに、大企業だつて自由化
の嵐には耐えられない、こういう点を
一つ十分踏まえて、今後の地下資源の
開発と取り組んでいただきたい、この
点だけ佐藤大臣にお尋ねしておきま
す。

○国務大臣(佐藤栄作君) 中田さんの
お考えは、私もさういふ線で進ま
なければならぬ、かように実は
思つて、先ほど阿部さんのお尋ねに對
してお答えしたわけでございますが、
今回、中小だけではございませうが、
やはり大に對しまして、特に地下資源
というものが國に所屬するといふよう
な観点から考えれば、これは一そう
私、積極的な態度をとるべきだと思
います。しかし、今回やむを得ずこの程
度のものが出て参りました。この点は
る先ほど来お答えいたしておるわけ
でございます。十分將來とも考へて検
討させていただきたい、かように考へ
ております。

○阿部竹松君 大臣は御退席になる、
これはやむを得ませんが、次官はおい
でになるでしよ、ね、通産省の次官
は。

○委員長(武藤常介君) 政務次官はた
だいま見えます。

○阿部竹松君 それでは、通産次官が
お見えになるまで、田中先生は北海道
開発庁の次官でいらつしやるわけす
ね。それで、田中次官にお尋ねいたし
ますが、昨年の国会におきまして国鉄

運賃の膨大な値上がりを見たわけで
す。その運賃の値上がりに金属鉱業の
ほうも漏れなく影響をこうむつて相当
な数字になるわけですが、私の聞いたと
ころでは、正確でないかもしれませ
んが、十一億何がし、そこで、それが論
議されておる前国会において物価を上
げないという前提条件でやつたのであ
る、あるいは貿易の自由化というこ
ともあるのだから、当然石炭とか金
属、こういうものに対しては何かの
措置をとりますから、こういう話が運
輸大臣ばかりではなく、それぞれ各関
係官庁、つまり経済企画庁とか、ある
いは通産省、さういふ方々からお
話をお聞きしておつたわけですが、結
果がどうになりましたか。

○政府委員(田中正巳君) 阿部委員の
お尋ねでございますが、どうも所管
が、私北海道開発庁のほうを担当い
しておりますので、内閣全体、政府全
体としての答弁をするのはどうかと存
じます。おそろく、當時の話、運輸省
あるいは通産省その他農林省等、そ
れぞれの話があつたと思ひますが、私
から答へるのはいかにかと存じますの
で、別な機会に適當な者から答へさせ
ていただきたいと思います。

○阿部竹松君 北海道開発庁だから私
はお尋ねしておるのです。運賃値上げ
によつて日本中で一番影響をこうむつ
たのは北海道です。その北海道開発
が、汽車賃が上がつたことによつて、
鉱物資源なり林業なり、あらゆるもの
が北海道が一番影響をこうむつてし
まつたのです。ですから、北海道開
発庁がそれを知らぬなんと言ふのです
から、中谷博士は、八百六十億北海道
に持つていってどうにあげた、と言つ

てゐる。あなた方は知らぬはずがな
い。一番影響をこうむつたのは北海道
のそれぞれの産業です。

○政府委員(田中正巳君) 石炭につ
いては、その後延べ払いの特別な方策を
とつたさうでございますが、詳しくは
通産省からお聞き取りを願ひたいと思
ひます。その他の点についても、いろ
いろと北海道の産業上問題がございま
すので、それぞれ実は当局と折衝いた
しておりますが、どうも昨年の分につ
いては、さう思ひしい結果が出ていな
いといふふうに私は思つております。

○阿部竹松君 それでは十一億何がし
の中にどれだけ運輸省も、国鉄当局に便
宜をはからつてもらつていたかどうか
わかりませんので、お聞きしたいので
すが、あなたの方で、この会社に作
業をやらせるときに、各個人企業、大
手といわず中小企業といわず、企業内
容をお調べになるわけでしょう。この
地下資源開発株式会社は、あなたの方
で監督なさつてゐるのですから、そ
うすると、このAという会社はどこに
あつて、大体、どのくらいの企業能力
があつて、そこで搬出した場合には、
どれだけ運賃がかかつて、労務費が幾
らかかつて、資材費が幾らかかつてと
いうことをやつて、ボーリングをや
るというわけでしょう。全然、企業内容
の経営の実際も何も調べないで、申し
入れがあつたからボーリングをやしま
しようというわけじやないでしよ。

○政府委員(田中正巳君) これにつ
いては、この会社をやつてゐる仕事の内
容によつて態様が違ふと思ふのであり
ます。いわゆる受託炭鉱の場合には、
おそろく委託料の支払い能力について
は、これは十分調べると思ひます。し

かしその後の経営状態等については、
あまり深くタッチすることは少ないと
いいます。共同炭鉱等になりますと
と、今、先生の言つてゐるようなこと
について、十分これは調べなければな
らぬと思ひますが、御承知のとおり、
現在まで、この会社は、共同炭鉱につ
いて、ほとんど実は行なつておらな
いわけでございます。昨年、いろいろと
検討しました結果、非常に無理をいた
しましたのですが、実は一件だけ初め
てやつたといふような経緯がございま
して、したがうして、実は、この会
社の本来の意義といふものが発揮でき
ないでおるわけでございますので、今
回御審議をお願いしておるような方法
によつて、お話の後者のほうの、いわ
ゆる共同炭鉱等をさらに進めていき
たいという趣旨も、実はここにほかな
らないわけでありまして、いづれにいた
しましても、共同炭鉱の場合には、
今、阿部委員のおつしやるようなこと
は、十分これは検討することにしたし
ておるわけでございます。

○阿部竹松君 次に御尋ねいたします
が、最前、次官も通産大臣と出席され
ておつたのでおわかりだと思ひます
が、一昨日の委員会のあなたの長官の
お話と、佐藤さんのお話と若干、僕の
受けた印象の違い、あるいは答弁の聞
き漏れかも知れませんが、違つたのを
おたのしませう。大臣の言つたのをあ
なたに修正せよといふことは僕は言ひ
ませんけれども、ただ、実際問題とし
て、本州に乗り出してきて、大々的に
探鉱をなさるものかどうか、このあた
り、すつきりとした、これは、私は事
務的になつてけつこうでございますか
ら、お答えいただきたい。

○政府委員(田中正巳君) 一昨日の私
どものほうの川島長官の話と、ただい
まの通産大臣の話とのニュアンスの相
違が若干あるが、さういふことでご
ざいます。それぞれ若干の違いはあ
るうかと思ひますが、本質は、やはり
何と申しまして、北海道の地下資源
開発を主眼にして、その手段、方法と
して、内地においても一事業として
いただきたいというのが本案の趣旨で
ございます。おそろく通産大臣の申し
た、内地においても、探鉱政策の一環
として、さういふたような会社が内地
に出てくることも意義があるといふよ
うなお話もございましたが、私の察す
るところ、さういふたような特殊な目
的を持つて、従来、特殊な方面に對し
て経験を持ち、またそれぞれ特殊な技
術と多様な機械を持つてゐるといふ、
さういふ独特な立場を持つ会社が出る
ことも、やはり内地の地下資源開発の
ために資するところかなりあるもの
と、さういふような御発言であつた
といふふうに私は思ひます。ですが、こ
れは、両当事者に意見をよく聞いてみ
なければわかりませんが、さういふ御
了承願するならば、お二人の話は、そ
う矛盾するものではないかといふふう
に考へるわけでありませう。

○阿部竹松君 さうしますと、田中先
生、さういふことになるわけですか。
北海道で今までやつておつたのです
ね。ところが、本州のほうへも乗り出
してきて、探鉱を大々的にやりになる
と、さういふことになるわけですか。
さういふことになると、九州とか中国
とか、あるいは近畿、さういふところ
に、それぞれ地下資源開発株式会社が
出張所なり営業所なり、あるいは事業

五

現場を設けて、そこで注文をおとりになつて、大々的に国策会社としてこの会社が採算なると、こういうことになるわけですか。

○政府委員(田中正巳君) 大々的にやるという表現については、いろいろ誤解があるかと思いますが、いずれにいたしましても、私どもの考えは、北海道において本来なすべき仕事というものが、この会社の経理上容易にできかねているというところを、ひとつカバーするために、内地に出ていく、そういう意味では、従来よりはよいにやるだろうというところは考えられますが、いゆるその大々的という大げさにやることは考えておらないわけでございます。したがって、本案にもあるとおり、主務大臣の認可を得て、また北海道の業務に差しつかえない程度にというしほりがかかっているわけでございますから、その辺で、内地に出てくる態度ないしは積極性は、おくみ取り願いたいと思つておられます。

なお、そういったように、内地で業務をいたす場合において、内地方面における会社の業務体制はどうであるかというお話でございますが、現在のところ、支店とか出張所とか、特別な店舗をこの際新設するつもりは、当面のところは考えておりません。しかし場合によりましては、必要な方面に、一両名の駐在員等が置かれる場合があるかと思ひますが、この点につきましては、いまだ確定をいたしておらないというふうに聞いております。

○阿部竹松君 そうしますと、本州へ乗り出す準備として、本州にある金属鉱山経営者等に大體話がつかつておるわけですか。経営者のほうが一億円出し

ておりますね。あとは全部政府の出資ですが、本州へ乗り出してきてやるといふことになる、本州の経営者はまだ一銭も金を出しておらぬと思う。ただ北海道に会社の出ている三菱あるいは日鉄鉱業であるとか、こういうところは出しているかもしれないが、本州にのみある中小金属鉱山で、今後この法律によつてお世話になる山が、たくさんあるわけですか。そうすると、その関係はどうなるのですか。

○政府委員(田中正巳君) これにつきましても、現在のところ、内地においてそれぞれ仕事をいたしますが、内地の業者から出資面で協力を受けようというところは、現在のところ考えておりません。またこの会社の本来国策会社としてあるべき姿というのは、やはり多量に埋蔵する北海道の地下資源を開発しようという主目的にはかわりがございませぬので、そこで現在のところは、内地の業者から財政的な協力を求めるということについては、ただいまのところ考えておらないわけでございます。

○阿部竹松君 そうすると、結局は、北海道で、たとえば一〇〇%の仕事をするというのに対して、一〇〇%の申し入れがあつた分については、北海道でやる。八〇%しか申し入れがない、能力は一〇〇%あるという、こういうときに、二〇%だけ本州へ来てやろうと、こういうことですか。

○政府委員(田中正巳君) 一〇〇%、八〇%といふことは、おのずからこれは、先ほど先生が御指摘になつたとおりの、相手方の注文の率にもよるかと思ひます。したがって、一〇〇%優良な御注文があるとするならば、やはりこれは北海道で仕事に専念すべきかというふうに考えておりますが、現実には先生も御承知のとおり、なかなかさういふに参らぬというところから、実はわれわれとしては、こういう法律改正をお願いしているわけでございます。そういうふうな考え方、その範囲内において、内地のほうに進出しようというの、われわれのねらいであるわけでありまして。

○阿部竹松君 しかし事務次官、一昨日いただいたこの参考資料の、開発資源株式会社で出している資料の中に、役員名簿がある。この役員名簿を見ますと、取締役などというものは、これは結論的に言つて、一億円の株主が何人か入つておるわけですか。そうすると、本州の経営者は、三菱とか日鉄鉱業を除いて、全然会社の機構にタッチできないわけだ。佐藤通産大臣のお話を承ると、これは大々的におやりになると、こう言ふのですが、片ちゃんばになりませぬか、片ちゃんばに。こちらのほうは全然関係ない。役員も何も出しておらぬ。お金は北海道の金でやる。残りの金は政府の金だ。本州の人は全然金も出してないし、役員も出してない。それで同一回系に取り扱え、熱意をもつて探鉱せよと言つたつて、この委員会の質疑と答弁ならば成り立つかもしれないけれども、現実にお仕事をなさるといふ面で、影響はききませんか。あなたのほうは監督だけやつておればよいのですからこれは問題ないでしよう。しかし、地下資源開発株式会社は困るのじゃないかと思ふのです。

○政府委員(木村三男君) 営業案内を御参照になりましたが、その最後のほうに、主要株主、お得意先というところがございまして、ただいま会社の方では、機械貸付の形で、まあ株主でないような鉱業権者のところにお得意先をだいたいおつております。で、まあ将来のこととはともかくいたしまして、現在足がかりがありまして、さしあつては、そういうところのお仕事は機械貸付から受託のほうに移り変わる部分が期待されて、その面から仕事が入つていくというふうな私どもは予想しております。それから株主関係を見ますと、御指摘のとおり、当初は北海道だけがグラントでございまして、その構成も、内地方面でも北海道に鉱業権を持つて活動しているような方々が入つておられたのでございまして。これも詳しく主要株主名簿の中に入つておられますが、大体まあ、私もしつうとよくわかりませんが、筋は大體のところ入つていらないか。また御指摘のようにここに入つてないものもございまして、その辺のことになりますと、例の十億円の資本、これがいかなる段階でどのくらいにふやしていくか、ただいまのところは、この計画を立てたときに、ここの分が一億政府出資で入ります。それから来年度予算として一億お預りしております、まあ大体四十年ぐらいたつては十億になりますので、それまでは新規な株主は募集しないというふうな建前でやつておりますので、御指摘のようなことにつきましては、会社として私たちがしましても、まあ各方面に当たつてはよろな——当たる、あるいは相談するといふようなことはやつておりません状態でございます。

○阿部竹松君 これを見ても、木村さん、さいぜん申し上げましたとおり、三菱とか日鉄鉱業とか中外、こういうところはこれはいいでしょう、本州と北海道と両方に現場持っていますからね。しかしあとのこの役員の名前は、代表ですよ、代表。その社としてやつておるのじゃないのですよ。たまたま代表であるがゆえに名前を連ねたにすぎないわけですか。そうすると、本州にくると、御承知のように一社一山の山が、このこれに全然関係のないところがたくさん出てくる。そういうところこそ國の力で助けて上げなければならぬという山が、これは現実の問題として出てくるわけですか。そういうときに困りませぬかというところをお尋ねしているわけですか。

○政府委員(木村三男君) 先々を考へていきますと、御指摘のように、ここに出てない、あるいはお得意さんでないようなところにも事業を拡張していくようなことになることは御指摘のとおりであります。その辺につきましても、実は私も、会社ともよく相談しているのでもありますが、今度は事業計画に見ました範囲内におきましては、たとえば金属鉱山などにつきましては、たゞいふふうな見通しを立ててやつていくかといふも少し計画を立てる場合は、機械貸付関係で申し上げますと、まあ総事業量の大体三・六%ぐらいがこの会社に受注されていると思ひます。まあ今までのお得意さんは当然あります。それを三・七あるいは三・九、まあわずかつつ伸ばしていくような計

画でありまして、それ以上あまり、今の段階ではいろいろ大々的になります。程度としては機械貸付の分を毎年〇・一％ぐらいずつ伸ばしていくというふうな関係になりますので、まあ今阿部先生のおっしゃったような意味で内地の情勢を踏まえて新しくこの会社に参加していただいて、そうしてまた積極的な仕事を拡張していくというふうな意図でもございませぬので、見込みとしては、実情から出発しまして少しずつふやしていくと、その間にお得意さんふやしていくと、資本参加のほうは、こんな状態ですから考えていなかったというのが実際の事情でございまして、将来の点につきましてはいろいろ問題があるかと思ひますが、ただいまの段階としてはこれだけしかお答えできませんです。

○阿部竹松君 私は本州の経営者にも、額は別として、出資をさせて、そうしてやはり、これは社会主義国家だったから全部国が出してやるわけですよ。僕もそう言いたいところだが、こんなことはあんた方は反対なさるだろうから、本州の経営者にも金を出させて、もう少し規模拡大をやつて、探鉱なりお仕事なさらないければ、これは仏作って魂入れずになるという懸念がある。

そこで私は大川次官にお尋ねいたしますが、予算書を見ますと、昨年とことしと比べてですよ。さいぜんも論議いたしました貿易の自由化に備えるという中身は、中小企業に対する――まあ明確にそう言つておられぬすが、鉱山局長にお尋ねすると、中小企業に当てはりますと、こう言つているのですから、一億円の探鉱費が二億

円ふえただけであつて、何ら施策もないわけですよ。ですから、貿易の自由化に備えて政府はどういう施策、これとこれとこれとやるのだというふうなことをお聞かせ願ひたいわけですよ。さいぜんもまた鉄道運賃について田中次官にお尋ねしたところが、場所が悪い、私の関係でありませぬと、もつと担当官をして答弁せしめる、こういうお話でしたから、そちらのほうはまあいいとして、通産省のほうで管轄なさつておるこの自由化――肥料にする、ですから肥料審議会でも論議して、肥料のコストを上げて鉄道運賃を埋めるとかというあなたの省の御決定もあつたようですが、その点はいかがになりましたか。

○政府委員(大川光三君) 阿部さんからいろいろお尋ねを受けたのですが、ちよつと私途中で席をはずしまして、先ほどの大臣の答弁を、途中でたつておりました、その関連がはつきりわからぬので、できますれば当該局長にお答えをさしたいと思ひます。

○政府委員(川出千速君) 金属鉱山の自由化対策でございまして、大綱は先ほど大臣から御答弁いたしましたことと存じますけれども、まず国内資源を保護するために、関税を暫定的に、あるいは恒久的に引き上げる、あるいは関税制当制度をとるという事で対処したいというのが一つでございます。

御承知のように、金属鉱山の鉱物の種類は種々さまざまございまして、銅、鉛、亜鉛、ニッケル、モリブデン、タングステン、マンガン、重晶石、水銀、いろいろございまして、しかも山の態様は鉱種によつて違つてわけでございますが、一律に石炭みたような対策はとれない面がございます。それに応じた対策をとらなければならぬように思ひますが、関税対策もその鉱種に応じて措置をとつておるのが実情でございます。

それから、これも先ほど大臣が申し上げましたけれども、金属の鉱山にとりましては、何といひましても探鉱ということが生命だと思ひます。むしろ自由化されておつた戦前におきまして、金属鉱山のあり方を調べてみますと、探鉱を十分にやつておりました、鉱量を豊富に備えて、不況のときには品位の高いところを掘る。好況になれば低いところを掘るという弾力性を持っておつたわけでございます。そのように探鉱をして、これは石炭と違ひまして非常に賦存の状況がわからないわけでございます。探鉱ということがまず先決条件だと思ひます。合理化の第一に大切なことだと思ひます。

そのほかに合理化の問題としては製錬所の合理化の問題もあるかと思ひますが、したがつて、通産省としましては額は少ないと大臣は申されましたが、三億の新鉱床の探鉱補助金を取つたわけでありまして、もちろん、これは中小企業を主体としておりますので、現在のところ先ほどたびたび御指摘が、現在あるところによつて、大企業に及ばないわけでございますが、今後はその点は自由化に対する影響というものは大も中小も同じであるという御指摘でございますが、そのとおりだと思ひますので、われわれも努力をしたいというふうな考へておるわけでございます。

それからわが国の鉱物の需給状況でございますけれども、現在一〇〇％自給できるのは硫黄と硫化鉄の二つでございます。いまして、そのほかは残念ながら需要の伸びが非常に早いので、それから国内の資源の賦存状況が貧弱である。両方が相待ちまして、輸入依存度が高くなる一方でございます。銅にいたしましても、三十六年の需要は地金ベース四十万トンでございますけれども、国内の鉱山から出るのは九万トンくらいでございます。あとは国内のスクラップあるいは輸入鉱石、地金そのものの輸入というものでございまして、この国内の九万トンというのは、大へんに貴重な存在、いわば安定供給の一つのもとなつておるわけでございます。これは何とかして探鉱を進め維持していきたいというのがわれわれの考へでございます。そういふふうな輸入依存度が高いわけでございますので、需要は工業の発展とともに伸びる一方でございますから、どうして先ほど申し上げました海外に進出をして、残された資源を何とか確保するといふことが、これは重要な施策ではないかと思ひます。そうでないと、今後無限に伸びていく需要を、とにかく製品の輸入だけに依存しなければならぬといふことになつてくるわけですよ。いろいろ工業国の状態を調べてみますと、銅等については、アメリカとイギリスとベルギーの三国で、世界の資源の八割を占拠しているといふような状態になつております。これはどうしても、日本としても時期を逸せず、その手を打つことも、国内資源と並行してやる必要があるというところ、海外の開発にも力を尽くしておる、両方一緒にやるのは重点がばけてしまふじゃないかという御批判がある。

かもしれません。私は両方必要である、こういうふうな存じているわけがあります。

そのほか、これは予算の問題ではございませぬけれども、開発銀行なり中小企業金融公庫なりあるいは中小企業の補助金なりを、設備補助金、近代化補助金、そういうものを通じまして、従来にもまして地下資源が非常に大切でございまして、融資ないし補助のワケを獲得したいといふことで努力をいたしてゐる次第でございまして。

○阿部竹松君 ただいま鉱山局長から御答弁を承つたのですが、石炭も安ければ六万トンでも七万トンでも使つたわけですよ、エネルギー源として。しかし、やはり石炭がコストが高いといふことと、重油のほうはこれはきわめて便利だといふことで、重油にどんどん切り変えられる。ですから確かにどらも局長のおっしゃるとおり、国内で四分の一、四十万トンのうち十萬トン、現在九萬トンですか、そういうふうなことで、外国からどんどん入つてきて、国内の量が少ないからという話ですが、今貿易の自由化で石炭と中身は違ひますけれども、価格が釣り合わないものですか……そうすると、日本で九萬トン取れましようが、十萬トン取れましようが、外国商品に圧迫されますよ。したがつて、探鉱々々といふことは、鉱山局長から承るまでもなく、経営者も労働組合も探鉱々々といつて、一にも探鉱二にも探鉱といふおっしゃるのですが、現地へ行つてみれば、大企業は別として、あまり探鉱はやつておられなわけですよ。貿易の自由化に備えて探鉱をやるといふのは、これは理想であるけれども、そこに探鉱

費をつぎ込んで、そしてコストが高かったり含有量が少なかったりして、ある金を使つてはつまらないから、現在ある鉱脈、これだけ掘つてしまふという、きわめて情けない現状が今の実態です。私はこれを全部とはいいませんけれども、それが実態であつて、いよいよ貿易の自由化を完全にやれば、これは私はあまり端の表現になるかもしませんけれども、残るのは北海道の下川鉱山、あるいは秋田県の同和の小坂あるいは茨城県の日立、あるいは四国の愛媛にある別子、この四つが五つしか残らない。あと小さいところでも、含有量の高いところは残るかもしれませんが、大別してこの差額補助というところになると、以上申し上げたところ、あとのか残らないのが実態であつて、あとの山は合理化々々々というところで八時間働いておつたのを十時間にしたり、ボinasを安くしたり、賃金を下げたりしてやるでしょう。しかしそれでも太刀打ちできない。ですから三億圓々々とおつしやるけれども、これは当然五、六カ所をやつたら三億圓はなくなりすよ。ですからあなたのほうでは、おそらく君のところは百万圓、君のところは二百万圓、君のところは三百万圓というように、こま切りにしてやつておる。それが僕は仏作つて魂入れず、何度か言うようですが、もう少し抜本的にできないものかというのと、税金を取るとおつしやいますけれども、三百万圓と二千万圓、これは今税金は一〇%取つておるんでしよ。

しかしこれは大蔵省が取るのは仕方がないが、しかし自今取る税金は目的税として国内産業の合理化、あるいは企業近代化のために使うというのでは

きないですか。これは大蔵省はなかなかうんと言わないでしよ。しかし国内産業を守るという立場に立てば、炭鉱の二の舞をさせてはいかんですから、そういう配慮があつてしかるべきだと思ふのですが、こつちの御考慮はないですか。

○政府委員(川出千速君) まず最初に探鉱の状況でございますが、金融状況も逼迫をしておるし、自由化に備えて努力をするよりも、あきらめて、あまりしないのが大勢であつて、もちろん例外もあるけれどもというお話でございますけれども、そういうところもあるかと思ひますけれども、われわれが聞いておりますところによりますと、探鉱意欲は相當に旺盛になつてきておると存じます。と申します一つは、昨年の探鉱補助金の申請が、一億に對しまして約三億見當でございます。ところが現在まだ締め切つておりませんけれども、三億の予算に對して倍以上の申請が殺到しておるような状況でございます。したがつてこれは中小鉱山が中心でございますけれども、やはり探鉱のことについては、鉱山側も相當の関心を持つておるということが言えるのではないかと思います。もちろん阿部委員のおつしやいましたようなこともあるかもしれません。半面においてわれわれが現在のところ聞いておりますところは、非常にみな探鉱に熱心になつておるということが言えるかと存じます。

それから今度の非鉄金属の関税の引き上げに伴う税収入を、地下資源の開発のために使つたらどうかという御質問でございますけれども、これは実は非常に税体系と申しますか、予算の支

出の面から見ても、むずかしい問題である。先生も今御指摘になつたわけでございしますが、そういうふうな聞いておる次第でございます。したがつて必要なものは必ずしも目的と結びつけなくても要求できるわけでございます。要求することは當然考えなければいけない。こつちの御考慮に存じます。

○阿部竹松君 その次にお尋ねしたのは、二十八万八千圓の銅の価格がやつと下落して二十八万圓になりやつたというところで、産銅六社が会社を作つて千二百トンか幾らの精銅を買つて価格を維持するといふようなことをやつたの御承知ですか。これは独禁法に違反するかどうか別として、それに關連して支持価格ですね、つまり安定帶ですね、銅は支持によつて、二十八万八千圓なら二十八万八千圓、鉛は十萬圓なら十萬圓、十一萬圓なら十一萬圓、あるいは硫化の場合には一萬九千五百圓なら一萬九千五百圓とか、そこまでは努力せい、これは國家会社でないのだから、資本主義社會の當利會社なんだから、政府の金をとんどんつき込んで会社にもうけさせるようなことをやつてもつまらぬでなければ、しかしその保障だけはしてあげましょ、そこまでは君たちのほうで努力せよ、ということではできないですか。

○政府委員(川出千速君) 現在建値を、先般銅につきましても、二十八万八千圓から、八千圓下げまして二十八萬圓にしたわけでございます。これは建値でございますので、自由化になりました際に、一番のよりどころになるのは、やはり関税ではないだらうかと思ひます。関税三萬圓の場合に、どのくらいの値段になるかということは、海

外の相場にも影響されますので、はつきりしない点がございますが、海外から輸入いたしますと、現在ポンド当たり三十一セントくらい相場でございますので、トン二十四萬圓か、あるいはそれをちよつと上回るところじゃないかと思ひます。それに三萬圓を加えまして、その上に国内の諸掛り等が加わつて、二十八萬圓弱くらいだらうというのが山側の見方でございます。先ほど指摘のございました価格を支持するといふことは、これはやはり一手の買取りか統制をしないと、ただ二十八萬圓の建値といふことだけで實際の相場が維持できるかどうか、この点は非常にむずかしい問題ではないかと私は考へております。

○阿部竹松君 むずかしいというのはどういふことですか。

○政府委員(川出千速君) 結局相場といふのは、売り買いによつて経済的にきまるものでございますので、建値を二十八萬圓にしておきましても、それよりも多少安い地金が入るといふことに自由化の場合になるわけでございすので、あるいは二十八萬圓をこえる場合もあるでしょう。對外相場の上回つておりました過去においては、三十萬圓以上のときがあつたわけですが、それよりも、やはり輸入量のほうがだんだんふえて参りますと、それによつて市の中相場といふものは支配されがちではないかといふことを申し上げたわけでございます。

○阿部竹松君 そうすると、鉱山局長、また自由主義の原則に戻つてきたので、保護政策、保護政策とおつしやるけれども、實際はやはり自由主義經濟の中で、もうこれは仕方がないといふことになるわけですね。関税で保護するわけでも、三年といつて時限を切るわけでも、やはり限度がある。その間にコストが三分の一なりあるいは四分の一下げられるという可能性があればいいのですけれども、實際問題として幾ら努力しても、山へ行つてみると、その含有量が、運鉱したその結果が二五%ですよ、という山がある。ところがコンゴとかあるいはニューカレドニアでも、中南米へ行つても、すでにコンゴあたりへ行つたら、その場で露天掘りや探鉱したのがややそれに近い含有量を占めてゐる鉱区もあるわけですね。これと太刀打ちせよといふても、いかに努力しても、これはかなわぬといふのが現実の問題だと思ふ。ですから、あなたの最後のお話のようになります。これはもうどうもなりませぬ。ある程度は関税でカバーしてあげましょ。しかしその後はどうにもなりませんよ。これは經濟の原則です。こつちのようになるわけですね。あきらめなさい、太刀打ちできる会社は残れ、こつちのようになるわけですね。

○政府委員(川出千速君) その点でございますけれども、現在国内の鉱山のコストを調べてみますと、確かに二十八萬圓よりも高いところもございすけれども、相當にこれは安いところもたくさんあるわけでございます。先生の、ある意味でおつしやいましたように、残るのが非常に少なく、やつてつづける山が非常に多いといふことは、私は事實に反するのではないだらうかと思ひます。それから探鉱をするこつちによつて、今銅につきましても平均品位が一・二%でございますが、

濟の中で、もうこれは仕方がないといふことになるわけですね。関税で保護するといつても、三年といつて時限を切るわけでも、やはり限度がある。その間にコストが三分の一なりあるいは四分の一下げられるという可能性があればいいのですけれども、實際問題として幾ら努力しても、山へ行つてみると、その含有量が、運鉱したその結果が二五%ですよ、という山がある。ところがコンゴとかあるいはニューカレドニアでも、中南米へ行つても、すでにコンゴあたりへ行つたら、その場で露天掘りや探鉱したのがややそれに近い含有量を占めてゐる鉱区もあるわけですね。これと太刀打ちせよといふても、いかに努力しても、これはかなわぬといふのが現実の問題だと思ふ。ですから、あなたの最後のお話のようになります。これはもうどうもなりませぬ。ある程度は関税でカバーしてあげましょ。しかしその後はどうにもなりませんよ。これは經濟の原則です。こつちのようになるわけですね。あきらめなさい、太刀打ちできる会社は残れ、こつちのようになるわけですね。

かりにこれを〇・一％上げますと、これは単純な算術計算で出て参りますが、他の条件を同じであればコストが一萬数千円安くなる、探鉱によりまして品位のほうを〇・一％上げることによって、そういう努力は、これはどうしてもしなければいけませんし、国としてもできるだけ応援をしなければいけない、こういうふうに思っておりますわけでございます。

○中田吉雄君 二、三質問したいと思ふのです。特に通産省では、ことしはもう予算が参議院で審議されている段階ですから、仕方がないのですが、国内資源をどう評価するかという、やっぱり基本的な問題をきめていただかねば、石油業法でもそうだと思うので、わが党としては、今作業をして、二十日過ぎにエネルギー基本法の成案を得ますが、やはりただ国際的な価格だけを比較して、もう安いのだからしようがないというようなことは、世界連邦でもできぬ限りはなかなかとれぬと思うのですが、その点で、さきに申し上げてくどうしようですが、とにかく立法調査局を通じて——きょうは一つしか出て来ませんでした——やうて

もらったのが、毎年とにかく税金を六億程度払つておる、探鉱費用を六億程度使つて、それで二億程度配当をやっているから、そんなものは対象にならぬという大蔵省の、財源の乏しいときですからわかりますが、とかく健全な経営をやっているかどうかという指標になるPを分母としてRを分子として、それが一〇以上に保つ状態ではもうないのです。ですから配当をゼロにしても、二億しかもうないわけ、これはやはり私はもう一ぺん原材料に当

たる地下資源を対象にする産業については、ぜひこの問題をやっていただかねと、ただいま問題になっている北海道地下資源も、結局自由化に備えての探鉱をどう評価するか、私は北海道開発庁が苦勞されて、内地に出稼ぎをして何とかやっていこうという苦衷はわかりますが、これは強硬策で、日本全国に及ぼさうという一つの新しい方向を示唆しておると思うが、それでは困難だと思ふのです。どうしても、これは自由化に備えての根本的な施策をやつていただきたいと思ふ点をどういふ次第であります。

それから先日いただきました「北海道地下資源開発株式会社」の設立経緯と現況というのがありますが、これの二ページの三に機械設備という欄があります。機械設備——田中政務次官もなかなかいい設備を持つていられるように申されまして、最高深度千二百メートルまで探鉱できる、これは私はたしか地質としては第三紀層までの探鉱がやれるので、北海道に最もたくさん賦存していると言われ、将来が予想される白亜紀までは、こんな千二百ものものではとうていこれはやれぬと思うのです。そういう点でも、私はこの資産内容がよくて、もつという機械があれば、北海道だけでもあるいは、これは収支がペイするかもしれない、これはとにかく千二百では、私の聞いたのは第三紀層までしかやれぬ、最も北海道に資源があるかもしれないと言われておる白亜紀では、三千メートルまで探鉱できるような設備でないといけない、こういうことで、私は、私はそういう点でも、北海道がへんぴなところにあるので、なか

な人材が集まらぬというような点もあるでしょうし、探鉱予算が少ないという点もあるでしょう。この機械設備では——田中政務次官は、今なかなかかりっぱな施設があるように申されましたが、北海道の地質構造からしても、私は千二百程度のことは十分じゃない。この点はいかがですか。

○政府委員(田中正巳君) 機械設備が比較的優秀であると思ふわけですが、決してベストであるというふうには考えておらないわけなんです。是非、この種の会社におきましては、非常に大きな会社もござりますが、しかし他の一般の会社、ことに中小企業者が多いのでありまして、そういうのかから見ますと、機械のパラエティも比較的多いかと思ふので、さういふ申し上げたわけでございます。そこで会社としても、また監督官庁のわれわれえを持つておるといふふうには考えておりませんので、何とか今おっしゃるような方面の機械を、さらに買おうというふうな計画もござりますが、何さま審議をお願いしておるような状況の会社でもござりまするから、やはり一面には会社経理を幾分でもよくしなければいけない、そういうこともござりますが、いすれにいたしまして、現在会社は四十年までに、さらに相当量の機械をできる限りひとつそろえていきたい、こういうこともござりますが、あまり性急に機械を買いますと、また会社の経理がまずくなる。設備、資産としては残りますが金がなくなつてしまふ、こういうこともござりまするので、彼此勘案しまして遺憾なきを期したいと思ひますが、機械の買入れに

ついては今後とも計画がござります。○中田吉雄君 とにかく私が国会で千二百で掘れる地質層はどうか聞いた、まあ第三紀層までだ。しかし北海道の最も期待されるのは白亜紀だ、それにはもう三千メートルくらいでない十分でない。そして内地に今度進出されるわけですが、たとえば石油は対象になっておりませんが、ガス等でも、最も有望といわれている関東平野でも、すでに三千メートル以上のボーリングをやつて、こういうことですか、田中政務次官の言われたように、あまり性急に買つと、乏しい資金で、また経営が困難になるということがあると思いますが、むしろそれはどっちが原因かという、私は設備を十分して、そ

ういふやうなことを掘りあてれば、むしろそういうことに関心を集まり、かえつていいのじゃないか。とにかく関東平野なんかではとも千二百では——三千メートルくらい掘るのでないといけないうのじゃないかといわれておるんですから、こういう点も検討をしていただきたいと思ふ次第であります。

それから資料なんです、この法律の第十六条によりますと、貸借対照表や財産目録、営業報告書等を毎営業年度のあとに、あるいは事業計画、資金計画、収支予算等を年度前に、第九条に基づいて主務大臣に出すようになつておりますが、われわれにはこの営業報告という、第三期の簡単なものが出ておりますが、きょうは間に合ふわけでしょうが、ひとつ国会にもその資料を出していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(田中正巳君) ごもつとも御意見かと思ひますので、実は事務

当局に命じまして作成をさせておりますので、すでにもうお手元にあるんじゃないかと思ひますが、もしお持ちにならないければ、後ほどまた直ちにお届けさせるようにいたします。

○中田吉雄君 第三期の営業報告というのがあるようですけれども……それからこの財務諸表によりまして、当社に借入金全然ないわけでありまして、会社設立の当初の資金計画では、初年度に政府出資が二億、民間出資が一億円のほかに、二億円の融資を受けるというのを、当時の長官から国会に答弁があったわけでありまして、あまりこれは金融機関がそっぽを向いて実現されなかつたんですが、必要なかつたんですか。そういう点はいかがですか。

○政府委員(田中正巳君) 確かにそういうお話が、当時石井国務大臣からあつたように私も記憶しておるわけでございますが、現実には出ておらないわけでございます、ただ、たまたまのお話、たしか財政融資という当時の大臣の御答弁だったと思ひます。民間融資ではなかつたと思ひます。詳しくは話政府委員から答弁させますので、当初、初年度においてさうな融資を受ける現実の必要がなかつたので、当該年度においては、さうな取り運びにはならなかつたというふう

に聞いておるわけでございます。したがいます、その面におきましては、本院における答弁と違つた格好になつて、はなはだ申しわけないと思ひますが、実情はそういうふう承つております。

いますが、今後信用調査の完備と相待ちまして、この破産のみならず、広く信用危険について担保したい、かように考える次第でございます。

それから、相手方が政府機関であり

ては、保険事故の対象にしておるのでございます。特に、御承知のように、東南アジア方面におきましては、相手方が政府機関である場合が多いのでございまして、それからまた、中共なりソ連等の共産諸国におきましては、相手方は必ず政府機関でございます。そのせいかく契約をいたしましたにもかからず、相手方が予算が足りないというふうなことでキャンセルを受けるとか、あるいは相手方が設計変更だとか、あるいは船積み時期を延ばしてほしいというふうな申し出によりまして、こちらの輸出ができなくなったというふうな場合におきましては、どうしてもこれを保険事故として填補してやりませんと、向こうの政府機関と強い立場でわがほうの輸出業者が輸出契約に臨めないという関係もございまして、今回填補することにした次第でございます。

この中共等が相手の場合におきましては、今までも非常危険という制度がございまして、向こうが一律に輸入を制限するというふうな、この制度としてやります場合には、現在でも非常危険ということによってカバーされておるのでございますが、たとえば向こうの特定の政府機関が、予算がないために、契約はしたけれども履行ができないというふうな場合におきまして、個々のケースにおいて今回取り上げることができるようになった次第でございま

より内容の説明を聴取いたします。佐橋企業局長。

○政府委員(佐橋滋君) 家庭用品品質

表示法の補足説明をいたします。今週の水曜日に本委員会に大臣から提案理由の説明をいたしました。若干の補足説明をいたします。で、新しい法律でありますので、条文構成を中心に簡単に御説明を申し上げます。

が、目的として掲げておりますのは、表示の適正化をはかりまして、消費者の利益を保護するということであります。御承知のように、最近技術革新を背景にいたしまして、いろいろの商品が殺到いたしております。消費者が

これの選択に非常にまあ困つて、いろいろ不測の損害等も生まれておるとい

うような事態にありますので、これが

解決のためにはどういうことが考えられるかと申しますと、消費者の消費知識の水準を上げるといふ消費者教育、と同時にこいういった商品を売りますメーカーあるいは販売業者に対して、正しい表示をさせるという、まあ二つの方法があるかと思えます。この両々相待って消費者の利益を保護するとい

うことにならざるを得ないと思います
が、現在のわが国の消費者の商品知識
の水準から申しますと、これのみによ
ることは困難と考えられますので、
メーカー及び販売業者等の表示義務を

は、この去律を必要とする頁の定額と、
適正化することを今後本案としてはね
らいといったしておるわけであります。
次に第二条でありますが、第二条

たしておるわけでありませんが、本法
案で家庭用品と申しますのは、纖維製
品、合成樹脂加工品、電気機械器具及

1

100

第五条では、この表示の適正化のために、特に必要があると認めた場合、これはまあ、虚偽の表示が行なわれたり、あるいは適切でない表示が行なわれておるといふような場合を防止しようという規定でありまして、この適正な表示をしなければ、適正な表示に

次の第八条は、通産省の検査機関の
みでは必ずしも十分ではあり得ません
し、あるいは業者の不便を増す事態も
考えられますので、通産大臣が指定し
た機関の表示を受けて売るといふ七条
の補足的な意味において八条の規定を
置いたわけであります。

九条は、これはもう、ただいまのよ
うないろいろの命令を出しました場合

たものでなければ売ってはならない規定を設けておりますのに対応いたしましての手数料の規定を置いたわけであります。

十九条は報告及び立ち入り検査の規定であります。本法を執行するのに最小限度の報告を徴し、あるいはその限度内においての立ち入り検査等を実施

ば、アイロンのかけ方から洗たくの仕方といったような点の表示がきわめて不正確であり、あるいはしていないものもありという点についての消費者の要請が非常に強いわけでありまして、主婦連あるいは商工会議所等からもこういった法律の制定を強く要望されているわけであります。通産省といたしまして、消費者のアンケート等も事

をござらんいただきますと、第一表は、左側に現在ございます商工組合の組合の業種別に配列してございますが、右のほうには組合員の数がどのくらいあるかという御質問がございまして、組合の規模別に右へ並べてございます。一番下の合計のところを先にごらんいただきますと、四番目に九十一といくら

数字がござりますが、これは大体五十人から百人くらいまでが九十一、百人から三百人くらいのが百四十九、全体でここに出ておりますのは五百七十五でございまして、調査されたが多少ござりますが、大体五十人から三百人くらいのところが一番数としては多いというふうになるかと思ひますが、千人以上というのものは三十一でございしますが、大きな方々の方々の組合員をかかえておるものもございまして、これが第一表の全体の概略でございしますが、繊維工業が全体の業種別に見ますと二百十で、一番多いわけにございしますが、食料品製造業あたりも八十八、出版、印刷関係、衣服その他の繊維製品製造業、こういつたところが非常に多いわけでありまして、販売関係が、一番下のほうに販売及び小売業というのがあります、それが九十八でかなりあります。

第二表に参りまして、組合員の組織形態というものが出ておりますが、業種別は同様でござりますが、上の欄に個人企業のもの、会社組織のもの、組合形態のもの、こういうふうになっておりますが、結局組合員の構成でございまして、一番下の欄をござんいたいただきます、個人企業のもので一万七千五百九十四、会社組織のもので四万一千五百三十三、こういうことで、個人企業がいかに多いかということを示しておるわけにございまして、非常に客観的な数字が多いということを示しておるかと考えておる次第であります。全体で十六万二千。

第三表に参りまして、これは各業種ごとに組合員となる資格事業者、そのうちの何%が組合に入っているかとい

う比率をとっておりますが、これでござんいただきますと、一番下の合計欄をござんいただきますと、右のほうに二百四十五、五百七十五の全体のうちで二百四十五は九一%以上が組合に入っておりますということで、商工組合に入つた割合は非常に組織率が高いと考へられるわけにございまして、それ以下七一%ないし七五%、真中あたりになります、それが四十七、それより右が三つとそれより高い組合の数字でございまして、相当大多数のものは、七割以上が組合員になっておるといふことが言えると思ひます。これが第三表であります。

第四表につきましては「商工組合の出資の有無、出資総額および出資組合の出資総額の規模別組合数」と書いてありますが、出資の有無という欄が左のほうにございまして、一番下の合計の欄をござんいただきますと、出資組合が四百三十一、非出資組合が四百三十四、計五百六十五と出ておりますが、結局商工組合につきましても、出資組合は割合に少ないということで、非出資のものが大部分でございまして、これは組合の趣旨から見まして、調整事業を主たる事業としております。こういった形になつておると思ひます。出資総額が出資組合の規模別に右のほうに出ておりますから、これは御参考までに見ていただきたいと思ひます。割合に出資額の小さいところが多いわけにございまして、これをもちまして一応組合の現状という表の説明を終わります。

次にちよつと色が変わつた印刷で一校刷りのものがございまして「商工組合設立の内訳」と書いてございまして

す。これは御質問がございましたので出してございしますが、現在の団体法ができて安定法の調整組合から商工組合に移行した組合数が、これが三百二十八組合、それ以降に新しく設立された組合が三百五十二組合、3の協同組合から商工組合に移行してやつております組合が九組合にございまして、秩父繊維工業組合以下九組合にございします。4の商工組合設立後解散した組合が九組合にございします。これは右のほうに組合名が出ておりますが、大体内容は財政難というところで解散している組合が多いのであります。あるいはほかの組合に吸収されたというものでございします。大体さういつた概要でございします。商工組合から協同組合に移行しました組合は一つもございしません。合併した組合もございしません。調査対象、これは全体の組合にございしますが、商工組合総数は六百八十で、昨年の十一月三十日現在でございします。

次に、多少厚い資料がございしますが、「商工組合及び商工組合連合会の設立及び調整事業実施の状況」という資料が配りしてあります。これは先般総括表について御説明申し上げたものでございしますが、これは業種ごとにこまかく分けて、また調整事業の実施及び命令発動の状況を右のほうに詳細に書いてあります、これは製造業とありまして、右のほうに地区商工組合、全国地区商工組合それから連合会、そこで設立されております組合の合計といふ欄がございします。繊維工業をとってみますと、たとえば二行目に繊維工業が出ておりますが、地区商工組合二百二十七、全国地区の商工組合十六、連合会が十、合せて二百五十三でござ

います。それから調整事業実施及び命令発動の状況ということが右のほうに出ております。その調整事業の内容で

あります、品質制限、生産数量制限、出荷数量制限、購買数量制限、販売方法の制限、購買方法の制限、さらに生産設備の制限、販売価格の制限、大別いたしますと、このよう内容になつておまして、下に一重まるで書いておるのは自主調整をやつておる組合でございします。二重まるがついておるものは調整規定によつてアウトサイダーの規制命令が発動されておるものでございします。三重まるが員外規制命令と同時に設備新設の制限命令、これが五十八条関係でございしますが、これが、合せて出ておりますのが三重まるでございします。繊維工業の内訳がずつと下に出ております。

それから三ページになりますと、衣服その他の繊維製品製造業というものが、また詳細にこまかい業種ごとに内訳が出ております。ずつと四ページ、木製品製造業、家具設備品製造業、以下ずつと業種ごとに並べてありますが、十二ページのところをちよつとごらんいただきますと、下から六行目に製造業全体の合計が出ておまして、ここに組合の数は五百六十一。ただいま申し上げました業種ごとに自主調整をしておりますものの数が右の横に書いてございします。それから二重まるの横に書いております数字は員外規制命令を出しておるものの合計でございします。

それから十四ページの最後のページに、今の製造業を除きました非製造業について、組合の数は下から二段目でございしますが百十九、それに対する自

主規制がどう行なわれておるかということが右のほうに書いておる次第でございします。

ただいまの横に書いております数字は、ただいま申し上げましたたとえば繊維工業というところに合計が出ておりますが、その中のこまかい業種ごとの自主調整の数字でございします。念のため申し添えます。

以上で御説明を終わります。それから次に、販売業の調整事業はどういうものか行なわれておるかという御質問がございましたので、「販売業の調整事業の例」という一ページ刷りのものがございします。左のほうにタオルの御販売、綿スフ織物も同様やはり同じような規定でございしますが、販売方法に關する制限をやつておまして、内容は不当販売を禁止しよう、販売代金の決済期間をたとへば六十日から九十日にしようという決済期間の協定、それから委託販売を禁止しよう、それから不当返品の受け付けをしないようにしよう、それから品質の表示をしよう、手伝い店員を派遣することを禁止しよう、それから宣伝費等の負担について禁止をしよう、それからお客さんへ供応する、これも禁止する、こういった内容が販売業に關する事例でございします。タオル販売業についての例でございします。

それから、右のほうに電気器具小売販売業がございしますが、この例によりまして、種類に關する制限として規格の制限をやつております。これは通産省で、公益事業局でやつております型式承認を受けたものしか売らぬというようなこととございします。それから購買数量の制限、これは押し込み販売を

押える意味でそういう購買数量の制限の協定をお互いにやっております。それから購買方法の制限。これも大体大企業に対しての立場、考え方からできておりますが、取引先の届出、登録、あるいは登録されたもの以外からは買わないようにしよう、こういったような協定があるわけでございます。第四として販売方法の制限、これは類似でございますが、価格の表示、それから不當廉売の禁止、それから景品付販売等の禁止、それから宣伝についての制限、営業日数の制限、営業時間の制限、大体こういうようなのが事例でございます。

それから、最後に質屋商業組合、これが一つございまして、先般ちょっと大へん申しわけございませんが、私の説明が間違つておりまして、全国地区と申しましたのは、調べてみましたら間違ひでございます。福岡県質屋商業組合、福岡県だけあるわけでございます。地区は福岡県だけで、組合員数は千六百五十二名あるわけでございますが、どういふ安定事業をやっておりますかということが下に書いてございしますが、貸付金額の制限、これは質物を入れました場合に一回それに対して貸しておりますと、それに貸し増しすることはしないようにしようという協定のように思われます。

それから、あとは広告の制限がございしますが、安い利子で貸しますとか、高く貸しますというふうな広告をやっておつて、これはだいたいこの協定を実施いたします場合に過当競争が行なわれて質屋で相当閉店が多かつたということがありまして、そういった広告の制限。

それから、あと次のページに営業日数の制限、営業時間の制限、こういういった協定をいたしておるわけでございます。

一応、提出しました資料についての御説明を終わります。

○委員長(武藤常介君) 本案の質疑は、都合により次回に譲ることといたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後一時五分散会

三月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の三号を加える。

五 下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。

六 下請事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させること。

七 規事業者が第一号若しくは第二号に掲げる行為をしている場

合又は第三号から前号までに掲げる行為をした場合に下請事業者が公正取引委員会又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをするものと。

第六条中「若しくは第二号」を「第二号若しくは第七号」に、「若しくは第四号」を「から第六号まで」に改める。

第七条第一項中「又は第二号」を「第二号又は第七号」に、「又はその下請代金を支払うべきこと」を「その下請代金を支払い、又はその不利益な取扱いをやめるべきこと」に改め、同条第二項中「又は第四号」を「から第六号まで」に、「又はその下請事業者の給付に係る物を再び引き取るべきこと」を「その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきこと」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

昭和三十七年三月二十二日印刷

昭和三十七年三月二十三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局